



アンプティサッカー 競技規則

2019-20 年

目次

第1条 競技のフィールド

第2条 ボール

第3条 競技者

第4条 競技者の用具

第5条 主審・第2審判

第6条 副審

第7条 試合時間

第8条 プレーの開始および再開

第9条 ボールインプレーおよびボールアウトオブプレー

第10条 試合結果の決定

第11条 オフサイド

第12条 ファウルと不正行為

第13条 フリーキック

第14条 ペナルティーキック

第15条 キックイン

第16条 ゴールキック

第17条 コーナーキック

第1条

競技のフィールド

1. フィールドの表面

競技のフィールドは、全体が天然、または、競技会規定で認められる場合は全体が人工の表面でなければならない。ただし、競技会規定で認められる場合、人工と天然素材を組み合わせたもの(ハイブリッドシステム)を用いることもできる。

人工芝の表面の色は、緑でなければならない。

2. フィールドのマーキング

競技のフィールドは長方形で、危険がないよう連続したラインでマークしなければならない。危険でなければ、天然のフィールドにおけるマーキングに人工の表面素材を用いることができる。エリアの境界線を示すラインはそのエリアの一部である。

第 1 条で指定されるラインのみ競技のフィールドに描くことができる。人工芝が用いられる場合、サッカーのためのラインと異なる色ではっきりと見分けられるならば、その他のラインを描くことができる。

長い方の2本の境界線をタッチライン、短い方の2本の境界線をゴールラインという。

2本のタッチラインの midpoint を結ぶハーフウェーラインで競技のフィールドを半分に分ける。

ハーフウェーラインの中央にセンターマークをしるす。これを中心に半径 6m のサークルを描く。

コーナーアークから 6m 離れた競技のフィールドの外側に、ゴールラインとタッチラインに対して直角のマークをつけることができる。

すべてのラインの幅は同じで、12 cm(5 インチ)を超えてはならない。ゴールラインの幅はゴールポストおよびクロスバーの厚さと同じでなければならない。

競技者が競技のフィールドに許可されていないマークをつけた場合、反スポーツ的行為で警告されなければならない。試合中に審判がそれを見つけたならば、次に

ボールがアウトオブプレーになったとき、反則した競技者を警告しなければならない。

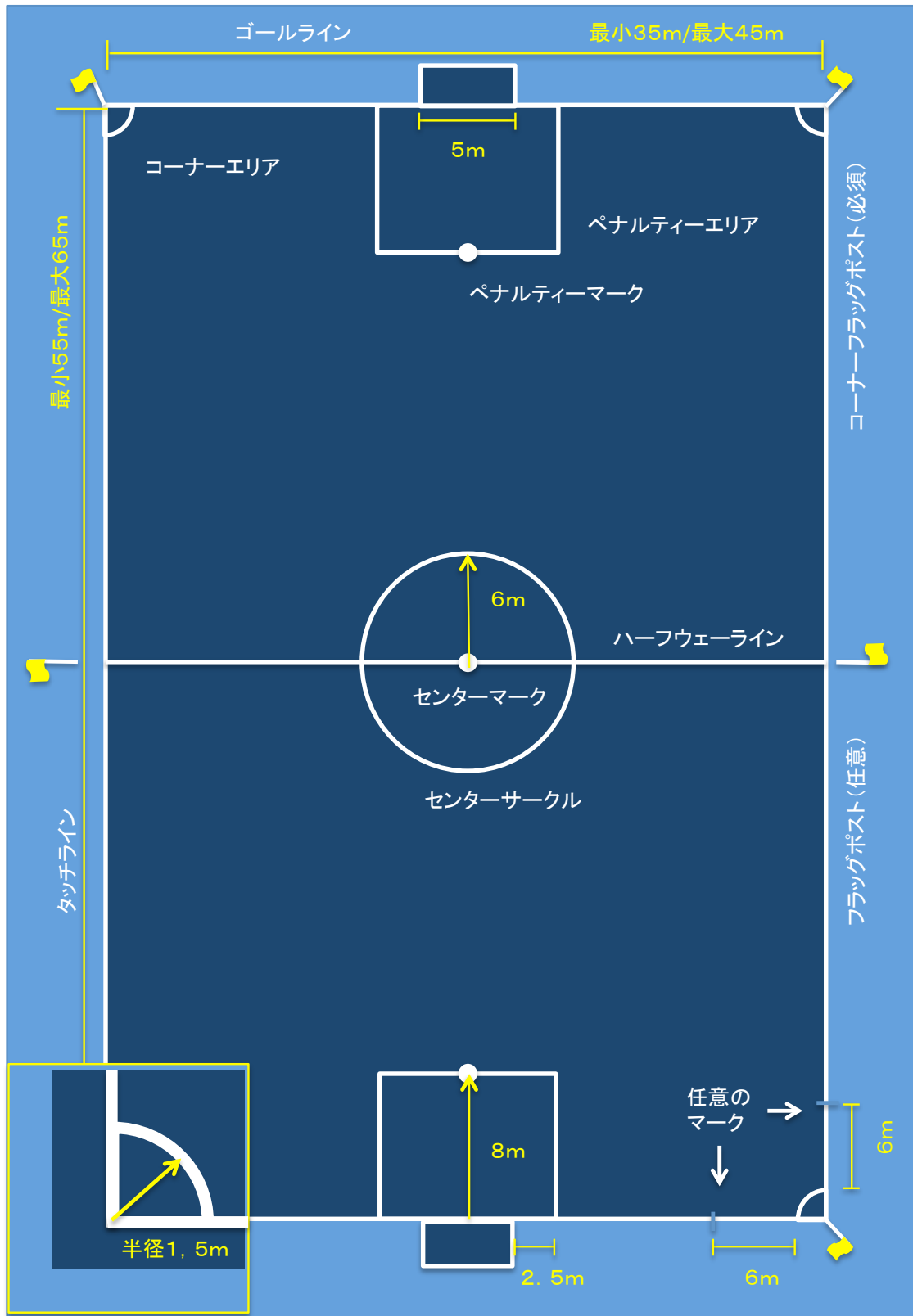
3. 大きさ

タッチラインはゴールラインより長くなければならない

- | | |
|--------------|--------------|
| ・ 長さ（タッチライン） | ・ 長さ（ゴールライン） |
| 最小 5.5 m | 最小 3.5 m |
| 最大 6.5 m | 最大 4.5 m |

競技会は、上記の大きさの範囲内でゴールラインとタッチラインの長さを決定できる。

- ・ センターマークおよびペナルティーマークは、直径 22cm の円で描く。
- ・ コーナーアークから 6 m を示すマークは、ゴールラインまたはタッチラインから 5cm 離して直角に 30cm の長さの線で描く。6 m の距離は、コーナーアークの外側からこのマークのそれぞれゴール側の端またはハーフウェーライン側の端までとする。



- エリアを囲むラインはそのエリアの一部であるので、長さはラインの外側から計測される。
- ペナルティーマークの長さは、ゴールラインの外側の端からペナルティーマークの中心までである。

4. ペナルティーエリア

ゴールポストの内側から、2.5mのところ、ゴールラインと直角に2本のラインを描く。このラインは、競技のフィールド内に8mまで延ばし、その先端をゴールラインと平行なラインで結ぶ。これらのラインとゴールラインで囲まれたエリアがペナルティーエリアである。

5. コーナーエリア

コーナーエリアは、それぞれのコーナーフラッグポストから、半径1.5mの四分円を競技のフィールド内に描いて規定される。

6. フラッグポスト

各コーナーには、旗をつけた先端のとがっていない高さ1.5m(5フィート)以上のフラッグポストを立てる。

ハーフウェーラインの両端に、タッチラインから1m(1ヤード)以上はなしてフラッグポストを立ててもよい。

7. テクニカルエリア

テクニカルエリアはスタジアムでの試合において用いられるもので、以下に示されるよう、エリア内にはチーム役員、交代要員および交代して退いた競技者の座席が設置される：

- ・ テクニカルエリアは、特定された座席部分から両横に1m(1ヤード)、前方にタッチラインから1m(1ヤード)の範囲内でなければならない。
- ・ テクニカルエリアを明確にするためにマーキングをしなければならない。
- ・ テクニカルエリアに入ることのできる人数は、競技会規定によって規定される。
- ・ テクニカルエリアに入ることのできる者は：
 - ・ 競技会規定に従って試合開始前に特定される。
 - ・ 責任ある態度で行動しなければならない。
 - ・ トレーナーやドクターが競技者の負傷の程度を判断するため主審から競技のフィールドに入る承認を得た場合などの特別な状況を除いて、エリア内にとどまっていなければならない。
- ・ その都度1人の役員のみが戦術的指示を伝えることができる。

8. ゴール

ゴールを1基、それぞれのゴールラインの中央に設置する。

ゴールは、コーナーフラッグポストから等距離のところに垂直に立てられた 2 本のポストと、その頂点を結ぶ水平なクロスバーとからなる。ゴールポストとクロスバーは、承認された材質でできていなければならない。その形は正方形、長方形、円形、楕円形のいずれかでなければならず、危険なものであってはならない。

両ポストの間隔(内測)は5mで、クロスバーの下端からグラウンドまでの距離は 2.15mである。

ゴールラインに対するゴールポストの位置は、図のとおりでなければならない。

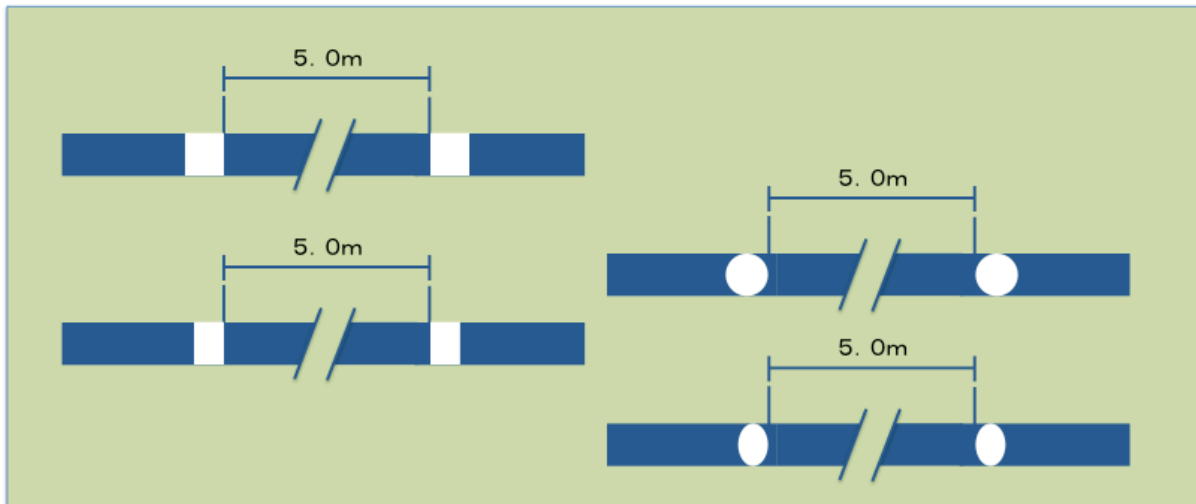
ゴールポストとクロスバーは白色で、同じ幅と同じ厚さで、12cm(5 インチ)以下とする。

クロスバーがはずれた、または、破損した場合、それが修復されるか元の位置に戻されるまで、プレーは停止される。プレーはドロップボールによって再開される。クロスバーの修復が不可能な場合、試合は中止されなければならない。クロスバーの代わりに、ロープや曲がりやすい、または、危険な素材を用いることは認められない。

ネットをゴールとその後方のグラウンドに取り付けることができるが、それは適切に支えられ、ゴールキーパーの邪魔にならないようにする。

安全

ゴール(移動式ゴールを含む)はグラウンドに確実に固定しなければならない。



9. 商業的広告

チームが競技のフィールドに入場してからハーフタイムで離れるまで、またハーフタイム後に再入場してから試合の終了まで、競技のフィールド、グラウンドのゴールネットで囲まれたエリア、またはテクニカルエリア内、あるいは、境界線の外側1m(1ヤード)以内のグラウンドには、有形、無形にかかわらず、どんな形態であっても商業的広告は認められない。ゴール、ネット、フラッグポストやその旗にも広告は認められない。また、これらのものに余計な備品(カメラ、マイクロフォンなど)を付けてはならない。

また、立型の広告は、少なくとも：

- ・ 競技のフィールドのタッチラインから1m(1ヤード)、
- ・ ゴールライン側については、ゴールのネットの奥行と同じ長さ、
- ・ ゴールネットからは1m(1ヤード)離す。

10. ロゴおよびエンブレム

有形、無形にかかわらず、プレー時間中に、FIFA、大陸連盟、各国サッカー協会、競技会、クラブ、その他の団体を表すロゴやエンブレムを競技のフィールド、ゴールネットとそれに囲まれたエリア、また、ゴールおよびフラッグポストに付けることは、禁止される。フラッグポストの旗に付けることは、許可される。

第2条

ボール

1. 品質と規格

ボールは、次のものとする：

- 球形
- 適切な材質
- 外周は、68cm(27インチ)以上、70cm(28インチ)以上
- 重さは、試合開始時に410g(14オンス)以下、450g(16オンス)以上
- 空気圧は、海面の高さの気圧で、0.6~1.1気圧(600~1100g/cm²:8.5~15.6ポンド / 平方インチ)

すべてのボールは、FIFA や各大陸連盟の主催下で行われる公式競技会の試合において、次のいずれかを付けていなければならない：



- ・ FIFAクオリティプロ
- ・ FIFAクオリティ
- ・ 国際試合基準

各ロゴは、第2条に規定される最低限の仕様に加えて、IFABによる承認が必要なロゴ別の技術的要件を満たしていることが、公式にテストされて証明されたものである。テストを行う検査機関はFIFAによって承認される必要がある。

各国サッカー協会の競技会は、これらのロゴのいずれかを付けたボールの使用を要求することができる。

FIFAの競技会ならびに各大陸連盟および各国サッカー協会の主催下で行われる公式競技会の試合では、ボールに一切の商業広告を付けることは認められない。ただし、競技会、競技会の主催者のロゴやエンブレムおよびメーカーの承認された商標は認められる。競技会規定において、これらのマークのサイズと数を制限することができる。

2. 欠陥が生じたボールの交換

ボールに欠陥が生じた場合：

- プレーは、停止される。
- プレーは、もとのボールに欠陥が生じた場所で、交換したボールをドロップして再開される。

キックオフ、ゴールキック、コーナーキック、フリーキック、ペナルティーキック、またはキックインのときに、ボールに欠陥が生じた場合、プレーの再開をやり直す。

ペナルティーキックまたはペナルティーマークからのキックの途中で、ボールが前方に動き、競技者またはクロスバーまたはゴールポストに触れる前に欠陥が生じた場合、ペナルティーキックは、再び行われる。

試合中、ボールは主審の承認を得ずに交換できない。

3. 追加のボール

第2条の要件を満たしている追加のボールは、競技のフィールドの外に配置することができるが、その使用は主審のコントロール下にあるものとする。

第 3 条

競技者

1. 競技者の数

試合は、7人以下の競技者からなる2つのチームによって行われる。そのうち1人はゴールキーパーである。いずれかのチームが6人未満の場合、試合は開始も続行もされない。

国際試合に参加する場合は必ず控えのゴールキーパーを要していなければならない。

1人以上の競技者が意図的に競技のフィールドから出たために1チームの競技者が6人未満となる場合、主審はプレーを停止する必要がなく、アドバンテージを適用することができる。ただし、ボールがアウトオブプレーになった後に1チームの競技者が6人未満である場合、試合を再開してはならない。

競技会規定ですべての競技者と交代要員の氏名をキックオフの前に届けなければならないとしている場合で、一方のチームが7人未満の競技者で試合を開始した場合、チームリストに氏名が届けられている競技者と交代要員のみが、到着後に試合に参加することができる。

2. 競技者の資格

国際大会における最小年齢：

- 大会に参加する際に16歳以上でなければならない。

身体的資格

- 競技者は切断障害をもっている
- 切断障害ではないが、先天的に四肢に影響を及ぼす障害を有している
- 四肢はあるが機能的な障害を有している

ゴールキーパー

- 使用する腕を指定し、使用しない腕をシャツの中に入れる。
- 使用しない腕が肩（肩峰）から15cm（6インチ）以上の長さがある場合、胴体に固定する。

3. 出場人数（国際大会）

切断以外の先天性障害を有するフィールドプレイヤーは試合中、各チーム同時に最大3名しか出場できない。ゴールキーパーはこれに含まない。

切断障害以外の選手は試合前に、相手チームのチーム役員と試合関係者と確認をする必要がある。

4. 交代の数（国際大会）

最大5人の交代要員の氏名を届けられ、交代の数は制限されず、再交代可能とする。5名の内1名はゴールキーパーでなければならない。

競技会規定には、次について明記しなければならない：

- 最大5名までの範囲で、氏名を届けることができる交代要員の数
- 国内の大会における交代要員の氏名を届けられる数については大会規定に従う。

5. 交代の進め方

交代要員の氏名は、試合開始前に主審に届けられなければならない。それまでに氏名が主審に届けられていない交代要員は試合に参加できない。

競技者が交代要員と交代する場合、次のことを守らなければならない：

- 交代が行われることについて、事前に主審に通知する。
- 交代して退く競技者は、
 - 既に競技のフィールド外に出ている場合を除き、主審の承認を得て競技のフィールドから離れる。
 - 交代して退く競技者は、ハーフウェーラインのところから競技のフィールドを出る必要はない。
- 交代される競技者が競技のフィールドを離れることを拒んだ場合、競技は続けられる。
- 一度に交代できる人数は各チーム最大2名である。

交代要員は次の条件において競技のフィールドに入ることができる：

- プレーの停止中
- ハーフウェーラインのところから
- 交代によって退く競技者が競技のフィールドの外に出た後
- 主審の合図を受けてから

交代は、交代要員が競技のフィールドに入ったときに完了し、そのときから退出した競技者は交代して退いた競技者となる。また交代要員は競技者となってプレーの再開に参加できる。

交代して退いた競技者は、交代要員として再度試合に出場することができる(再交代)。

交代して退いた競技者と交代要員は、出場するしないにかかわらず、主審の権限に従い、その管轄下にある。

6. ゴールキーパーの入れ替え

ゴールキーパー以外の競技者は次の条件でゴールキーパーとしてプレーできる。

その際には次の条件でゴールキーパーと入れ替わることができる：

- 退場または負傷によりプレー可能なゴールキーパーが不在となった時にのみ
- 入れ替わる前に主審に通知する。
- プレーの停止中に入れ替わる。
- 義足を着用する
- 使用する腕を指定し、使用しない腕をシャツの中に入れる。
- 使用しない腕が肩（肩峰）から15cm（6インチ）以上の長さがある場合、胴体に固定する。

7. 反則と罰則

主審に通知することなく、氏名が届けられた競技者に代わって氏名が届けられた交代要員が先発出場した場合：

- 主審は氏名が届けられた交代要員が続けて試合に参加することを認める。
- 氏名が届けられた交代要員に対して懲戒の罰則を与えない。
- 氏名が届けられた競技者は氏名が届けられた交代要員となる。
- 主審は関係機関にこの事実について報告する。

ハーフタイムのインターバル中や延長戦に入る前に交代が行われる場合、交代の手続きは後半や延長戦のキックオフの前に完了させるものとする。主審に通知することなく、氏名が届けられた交代要員がプレーを続けた場合、懲戒処置は行わず、関係機関にこのことについて報告する。

8. 競技者と交代要員の退場

退場を命じられた競技者は：

- チームリスト提出前に退場を命じられた場合、いかなる資格があってもチームリストに氏名を届けることができない。
- チームリストに氏名が記載された後、キックオフ前に退場を命じられた競技者は、氏名が届けられた交代要員から補充することができるが、その交代要員の補充をすることはできない。
- キックオフ後に退場を命じられた競技者の補充はできない。

試合開始の前後を問わず、氏名が届けられた交代要員が退場を命じられた場合、その補充はできない。

9. 競技のフィールドにいる部外者

監督他、チームリストに氏名が記載されている役員(競技者または交代要員を除く)は、チーム役員である。競技者、交代要員またはチーム役員としてチームリストに氏名が記載されていない者は、外的要因とみなされる。

もしチーム役員、交代要員、交代して退いた競技者、退場を命じられた競技者または外的要因が競技のフィールドに入った場合、主審は次の行動を取らなければならない：

- それらがプレーを妨害しているなら、プレーを停止する。
- プレーが停止した際に、その者を競技のフィールドから退出させる。
- 適切な懲戒処置をとる。

次の者がプレーを妨害しており、プレーが停止された場合：

- チーム役員、交代要員、交代して退いた競技者または退場を命じられた競技者の場合、直接フリーキックまたはペナルティーキックによりプレーを再開する。
- 外的要因による場合、ドロップボールによってプレーを再開する。

ボールがゴールに入りそうで、その妨害が、守備側競技者がプレーするのを妨げておらず、(ボールとの接触があっても)ボールがゴールに入った場合、妨害が攻撃側チームによるものでなければ、得点を認める。

10. 競技のフィールド外の競技者

競技のフィールドに復帰するため主審の承認を必要とする競技者が主審の承認なく復帰した場合、主審は：

- プレーを停止しなければならない(ただし、競技者がプレーや審判員を妨害していない場合やアドバンテージを適用できる場合、ただちに停止する必要はない)。
- 主審の承認なく競技のフィールドに入ったことで競技者を警告しなければならない。

主審がプレーを停止した場合、プレーは次の方法で再開されなければならない：

- 妨害があった位置から直接フリーキックで再開する。
- 妨害がなかった場合、プレーが停止されたときにボールがあった位置から間接フリーキックで再開する。

競技者がプレーの動きの一部として競技のフィールドの境界線を越えた場合、反則を犯したとはみなされない。

11. 得点があったときに競技のフィールドに部外者がいた場合

得点后、プレーが再開される前に、主審が、得点があったときに競技のフィールドに部外者がいたことに気がついた場合：

- 主審は、部外者が次の場合、得点を認めてはならない：
 - 得点したチームの競技者、交代要員、交代して退いた競技者、退場となった競技者 またはチーム役員であったとき。この場合、部外者がいた位置から直接フリーキックでプレーを再開する。
 - 外的要因であり、その者がプレーを妨害し、上記「競技のフィールドにいる部外者」で示すような得点の結果にならなかったとき、ドロップボールでプレーを再開する。
- 主審は、部外者が次の場合、得点を認めなければならない：
 - 得点されたチームの競技者、交代要員、交代して退いた競技者、退場を命じられた競技者またはチーム役員であったとき
 - 外的要因であったが、プレーを妨害していなかったとき

いずれの場合でも、主審は部外者を競技のフィールドから退出させなければならない。

得点后、プレーが再開されたのち、主審が、得点があったときに競技のフィールドに部外者がいたことに気がついた場合、得点を認めなければならない。その部外者が競技のフィールドにいる場合、主審は次のことをしなければならない：

- プレーを停止する。
- 部外者を退出させる。
- ドロップボールまたは必要に応じてフリーキックでプレーを再開させる。

主審は、関係機関にこの事実について報告しなければならない。

12. キャプテン

チームのキャプテンは、なんら特別な地位や特権を与えられているものではないが、そのチームの行動についてある程度の責任を有している。

第4条

競技者の用具

1. 安全

競技者は、危険な用具を用いる、あるいはその他のものを身につけてはならない。

すべての装身具(ネックレス、指輪、ブレスレット、イヤリング、皮革でできたバンド、ゴムでできたバンドなど)は禁止されており、外さなければならない。装身具をテープで覆うことは、認められない。

ただし残肢を地面につけないようにする為の装具等、競技を円滑に行う為の物に関しては主審、相手チームの了承を得た時のみ、使用可能とする。

競技者は試合開始前に、交代要員は競技のフィールドに入る前に検査されなければならない。競技者が、認められていない危険な用具や装身具を身につけている、あるいは用いている場合、主審はその競技者に次のことを命じなければならない：

- ・ 認められていないものを外す。
- ・ 競技者が外すことができない、またはそれを拒んだ場合、次に競技が停止されたとき、その競技者を競技のフィールドから離れさせる。

競技者が拒んだり、再び身につけていた場合、その競技者は警告されなければならない。

2. 基本的な用具

競技者が身につけなければならない基本的な用具は次のものであり、それぞれに個別のものである：

- ・ クラッチ - 脇で支えるタイプは認められない
- ・ 袖のあるシャツ
- ・ ショーツ
- ・ ソックス - テープまたはその他の材質のものを貼り付ける、または外部に着用する場合、それは着用する、または覆う部分のソックスの色と同じものでなければならない。可能であれば切断側の足にも着用する。
- ・ すね当て - 適切な材質でできていて、それ相応に保護することができ、ソックスで覆われていなければならない。可能であれば切断側の足にも着用する。
- ・ 靴

ゴールキーパーは、トラックスーツのパンツをはくことができる。

競技者の靴やすね当てが偶発的に脱げてしまった場合、次にボールがアウトオブプレーになる前に、できるだけ速やかに着用させなければならない。それをする前に競技者がボールをプレーする、または、得点をした場合、得点を認める。

3. 色

- ・ 両チームは、お互いに、また審判員と区別できる色の服装を着用しなければならない。
- ・ それぞれのゴールキーパーは、他の競技者、審判員と区別できる色の服装を着用しなければならない。
- ・ 両チームのゴールキーパーのジャージーが同色で、両者が他のジャージーと着替えることができない場合、主審は競技を始めることを認める。
- ・ クラッチの下から40cmはソックスの主たる色と同色でなければならない
- ・ 残肢のソックスは競技に使用するソックスと同色でなければならない

アンダーシャツは、次のものとする：

- ・ シャツの各袖の主たる色と同じ色で、1色とする。

または、

- ・ シャツの各袖とまったく同じ色の柄にする

アンダーショーツおよびタイツは、ショーツの主たる色、または、ショーツの裾の部分と同じ色でなければならない。同一チームの競技者が着用する場合、同色のものとする。

4. その他の用具

ヘッドギア、フェイスマスク、また膝や腕のプロテクターなど危険でない保護用具で、柔らかく、軽いパッドが入った材質でできているものは、ゴールキーパーの帽子やスポーツめがねと同様に認められる。

ヘッドカバー

ヘッドカバー(ゴールキーパーの帽子を除く)を着用する場合、それは：

- 黒または、シャツの主たる色と同じでなければならない(同一チームの競技者が着用する場合、同色のものとする)。
- 競技者の用具として、見苦しくない外見であること。
- シャツと一体となっていない。
- 着用している競技者または他の競技者に危険を及ぼすもの(例えば、首周りが開閉する構造となっている)であってはならない。
- 表面から突き出ている部分(突起物)があってはならない。

電子通信

競技者(交代要員および交代して退いた競技者、退場となった競技者を含む)があらゆる形式の電子、または、通信機器(EPTS が認められる場合を除く)を身に付ける、あるいは、用いることは認められない。チーム役員によるあらゆる形式の電子通信機器の使用は、競技者の保護や安全に直接関係する場合、あるいは、戦術的またはコーチングの目的であれば用いることが認められる。ただし、小型で、持ち運びでき、手で携帯できる程度のものに限られる(例えば、マイク、ヘッドフォン、イヤフォン、携帯電話またはスマートウォッチ、タブレット、ラップトップPC)。認められていない機器を使用したり、あるいは、電子または通信機器を用いて不適切な行動を取ったチーム役員は、テクニカルエリアから退席を命じられる。

5. スローガン、メッセージ、イメージと広告

用具には、政治的、宗教的または個人的なスローガンやメッセージ、あるいはイメージをつけてはならない。競技者は、政治的、宗教的または個人的なスローガンやメッセージ、あるいはイメージ、製造社ロゴ以外の広告のついているアンダーシャツを見せてはならない。あらゆる反則に対して、競技者およびチームは、競技会の主催者や各国サッカー協会、または FIFA によって罰せられる。

原則

- 競技規則第4条は、競技者、交代要員および交代で退いた競技者が着用するすべての用具(衣服を含む)に適用される。この原則は同様、テクニカルエリアにいるすべてのチーム役員にも適用される
- 次のものは、(通常)着用が認められる：
 - 競技者の番号、氏名、チームの紋章やロゴ、サッカーの試合やリスペクト、高潔性の促進を主唱するスローガンやエンブレム、更には、競技会規定あるいは各国サッカー協会、大陸連盟またはFIFAの規定により認められる商業的広告
 - 試合にかかる事柄:対戦チーム、試合日、大会またはイベント、会場
- 表示が認められたスローガン、メッセージまたはイメージは、シャツの前面またはアームバンド上に限られるものとする
- スローガンやメッセージまたはイメージについては、キャプテンのアームバンド上のみに表示されることが認められる場合がある

スローガン、メッセージまたはイメージが認められるかどうかの解釈をするとき、第12条(ファウルと不正行為)に目を向けるべきである。そこには、競技者が次の不正行為を行った場合、主審は対応する必要があるとしている：

- 攻撃的な、侮辱的な、または、下品な発言や身振りをする
- 挑発したり、嘲笑したり、相手の感情を刺激するような身振りや行動

これらの部類に入るスローガン、メッセージまたはイメージは、認められない。

「宗教的な」また「個人的な」ものについては、比較的判断しやすいが、「政治的」なものについてはやや曖昧である。しかし、次のようなスローガン、メッセージまたはイメージは、認められない：

- 生存、死去にかかわらず、個人に関するもの(公式競技会名の一部である場合を除く)
- 都道府県や市町村、地域または国家レベルの政党、政治的組織、結社等
- 都道府県や市町村、地域または国家政府あるいはその部局、事務所または部署
- 差別的な組織
- 数多くの人々を傷つけようとする目的を持つまたは行動する組織
- 特定の政治的行動やイベント

国内、国際的な大きな記念イベントを開催するとき、相手チーム(そのサポーターを含む)および一般観客に対して慎重に配慮しなければならない。

競技会規定には、具体的に、表示が認められるスローガン、メッセージ、イメージおよび広告の大きさ、数、表示位置に関して、詳細な規制や制限を含めることができる。スローガン、メッセージまたはイメージに関する論議は、試合や大会が始まる前に解決しておくことが勧められる。

6. 反則と罰則

あらゆる反則に対して、プレーが停止される必要はなく、反則した競技者は：

- 主審に競技のフィールドから離れて用具を正すように指示される。
- 用具を正していなければ、プレーが停止した際に離れる。

用具を正す、または、取り替えるために競技のフィールドを離れた競技者は：

- 審判員に用具を点検されてから、復帰を認められる。
- 主審の承認を受けて初めて競技のフィールドに復帰できる（承認はプレーが進行中でも行うことができる）。

競技者が主審の承認無く競技のフィールドに入った場合、その競技者は警告されなければならない。その警告をするために主審がプレーを停止した場合、プレーを停止したときにボールがあった位置から間接フリーキックが与えられる。ただし、妨害があって、直接フリーキック（またはペナルティーキック）が妨害の位置から与えられる場合を除く。

第5条

主審・第2審判

1. 主審・第2審判の権限

試合は、任命された試合に関して競技規則を施行する一切の権限を持つ主審と第2審判の2人の審判員によってコントロールされる。

2. 主審・第2審判の決定

決定は、主審・第2審判が競技規則および「サッカー競技の精神」に従ってその能力の最大を尽くして下し、適切な措置をとるために競技規則の枠組の範囲で与えられた裁量権を有する主審・第2審判の見解に基づくものである。

主審と第2審判の両者が違反に対して合図し、その間に不一致があった場合、主審の判定が優先される。

プレーに関する事実についての主審の決定は、得点となったかどうか、または試合結果を含め最終である。主審・第2審判およびその他すべての審判員の決定は、常にリスペクトされなければならない。

プレーを再開した後、主審が前半または後半(延長戦を含む)終了の合図をして競技のフィールドを離れた後、または、試合を中止させた後は、主審がその直前の決定が正しくないことに気づいても、または、その他の審判員の助言を受けたとしても、再開の決定を変えることができない。

主審が任務の遂行が不能になった場合、プレーは次にボールがアウトオブプレーになるまで他の審判員の監視下で続けることができる。

3. 職権と任務

主審・第2審判は：

- ・ 競技規則を施行する。
- ・ 他の審判員と協力して試合をコントロールする。
- ・ タイムキーパーを務め、また試合の記録を取り、関係機関に審判報告書を提出する。

報告書には、試合前、試合中または試合後の、懲戒処置やその他の出来事に関する情報が含まれる。

- ・ プレーの再開を管理し合図する。

アドバンテージ

- 反則があり、反則をしていないチームがアドバンテージによって利益を受けそうなときは、プレーを継続させる。しかし、予期したアドバンテージがそのとき、または、数秒以内に実現しなかった場合、その反則を罰する。

懲戒処置

- 同時に2つ以上の反則が起きたときは、罰則、負傷のひどさ、戦術的影響の面から、より重いものを罰する。
- 警告または退場となる反則を犯した競技者に懲戒処置をとる。
- 主審は、試合前の競技のフィールド点検のために競技のフィールドに入ったときから試合(ペナルティーマークからのキックを含む)終了後に競技のフィールドを離れるまで、懲戒処置を行使する権限をもつ。試合開始時に競技のフィールドに入る前に競技者が退場となる反則を犯した場合、主審はその競技者を試合に参加させないようにする権限を持つ(第3条6項参照)。主審はその他の不正行為を報告する。
- ハーフタイムのインターバル、延長戦、ペナルティーマークからのキックが行われている間を含め、試合開始時に競技のフィールドに入ってから試合終了後までイエローカードやレッドカードを示す、また、競技会規定で認められているならば、一時的退場(シンビン)を命じる職権を持つ。
- 責任ある態度で行動しないチーム役員に対して処置をとり、**注意する、イエローカードで警告する、レッドカードで競技のフィールドとその周辺テクニカルエリアを含むから退場させる。反則を犯した者を特定できない場合、テクニカルエリア内にいるより上位のコートが罰則を受ける。**
退場となる反則を犯したチームのメディカルスタッフは、他にそのチームで対応できるメディカルスタッフがおらず、競技者に治療が必要な場合、試合にとどまることができる。
- 主審が見ていなかった出来事に対しては、他の審判員の助言によって行動する。

負傷

- 競技者の負傷が軽い場合、ボールがアウトオブプレーになるまでプレーを続けさせる。
- 競技者が重傷を負った場合、プレーを停止し、確実にその競技者を競技のフィールドから退出させる。負傷した競技者が競技のフィールド内で治療を受けることはできず、プレーが再開された後に復帰する。ボールがインプレー中はタッチラインからのみ復帰することができるが、ボールがアウトオブプレー中であれば、いずれの境界線からであっても復帰できる。競技のフィールドから退出する要件につき、次の場合のみ例外とする：
 - ゴールキーパーが負傷したとき
 - ゴールキーパーとフィールドプレーヤーが衝突し、対応が必要なとき
 - 同じチームの競技者が衝突し、対応が必要なとき
 - 重篤な負傷が発生したとき
 - 相手競技者が警告される、または、退場を命じられるような身体的反則(例えば、無謀な、または、著しく不正なファウルとなるチャレンジ)の結果として競技者が負傷したが、負傷の程度の判断と治療がすばやく完了できるとき
 - ペナルティーキックが与えられ、負傷した競技者がキッカーとなる場合
- 出血した競技者を確実に競技のフィールドから離れさせる。その競技者は、止血および用具に血が付着していないことを十分に確認された後、主審の合図を受けてからのみ復帰できる。
- 主審・第2審判がドクターまたは担架搬送者の競技のフィールドへの入場を認めるときは、競技者は担架に乗って、または、歩いて、競技のフィールドから離れなければならない。競技者が拒んだならば、反スポーツ的行為で警告されなければならない。
- 主審・第2審判が負傷した競技者に警告または退場を命じる決定をした後で、その競技者が治療のため競技のフィールドを離れる場合、その競技者が競技のフィールドを離れる前にカードを提示しなければならない。
- その他の理由でプレーが停止されているのではなく、また競技者の負傷が反則に起因していないのであれば、ドロップボールによりプレーは再開されなければならない。

外部からの妨害

- あらゆる反則に対して、または、外部からの何らかの妨害があった場合、試合を停止し、一時的に中断し、または、中止する。例えば：
 - 照明が不十分である。
 - 観客から投げられたものが審判員あるいは競技者またはチーム役員に当たった場合、主審は、その出来事の重大さに応じ、試合を続けることもできるし、プレーを停止または一時的に中断、また、試合を中止することもできる。
 - 観客の笛がプレーを妨害した場合、プレーは停止され、ドロップボールにより再開される。
 - 試合中、試合球以外のボール、その他の物、または動物が競技のフィールドに入った場合、主審は：
 - プレーが妨害された場合に限り、プレーを停止（ドロップボールにより再開）しなければならない。ただし、ボールがゴールに入りそうで、その妨害が、守備側競技者がプレーするのを妨げておらず、（ボールとの接触があっても）ボールがゴールに入った場合、妨害が攻撃側チームによるものでなければ、得点を認める。
 - プレーが妨害されなかった場合、プレーを続けさせ、できるだけ早い機会にそれを排除させなければならない。
 - 認められていない者を競技のフィールドに入らせない。

4. 主審・第2審判の用具

基本的な用具

主審・第2審判は以下の用具を携行しなければならない：

- 笛
- 時計
- レッドカードとイエローカード
- ノート（または試合を記録するためのその他の道具）

その他の用具

主審は、以下のものを用いることが認められる：

- その他の審判員との通信のための用具。例えば、ブザー、ヘッドセットなど
- 電子的パフォーマンス・トラッキングシステム(EPTS)またはその他のフィットネスモニタリング機器

主審・第2審判は、装身具、また、カメラを含むその他の電子機器を着用することができない。

5. シグナル

承認されている主審・第2審判のシグナルについては図を参照。

※ 図：参考文献

日本サッカー協会 「サッカー競技規則2018/19」 第5条：主審



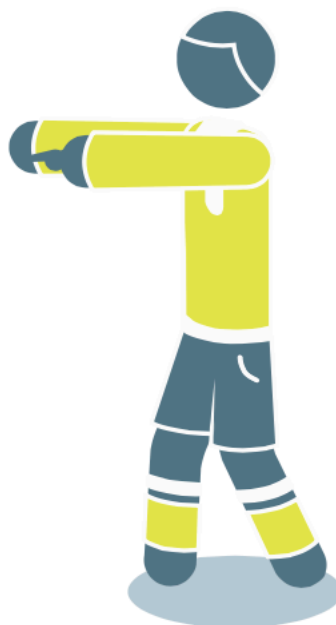
間接フリーキック



直接フリーキック



アドバンテージ (1)



アドバンテージ (2)



ペナルティーキック



レッドカードとイエローカード



コーナーキック



ゴールキック

6. 審判員の責任

主審、または他の審判員は、以下のことに法的な責任を負わない：

- 競技者、役員または観客のあらゆる負傷
- すべての財産についてのあらゆる損害
- 競技規則による決定または試合の開催、競技、管理に必要な一般的な進め方に基づく決定によって起きた、あるいは起きたであろうと思われる、個人、クラブ、会社、協会、またはその他の団体に対するその他の損失

これらの決定には、以下が含まれる：

- 競技のフィールドやその周辺の状態または天候の状態、試合を開催できるかできないか
- なんらかの理由による試合中止
- 試合中に用いるフィールドの設備とボールの適合性に関するもの
- 観客の妨害または観客席でのなんらかの問題により、試合を中止するかしないか
- 負傷した競技者を治療のために競技のフィールドから退出させるために、プレーを停止するかしないか
- 負傷した競技者を治療のために競技のフィールドから退出させる必要があるかないか
- 競技者がある種の衣服や用具を着用することを認めるか認めないか
- 主審の権限が及ぶ場所において、いかなる者(チームまたはスタジアムの役員、警備担当者、カメラマン、その他メディア関係者を含む)の競技のフィールド周辺への立ち入りを許可するかしないか
- 競技規則またはその試合が行われるFIFA、大陸連盟、各国サッカー協会および競技の規約や規定にある任務に従って下されたその他の決定

第 6 条

副審

1. 副審の権限

副審は競技規則に基づき、その任務を遂行しなければならない。副審はチームベンチと同じ側のピッチ外で、ハーフウェーラインのところに位置する。副審は任務遂行のために立っていても座っていてもよい。

副審の任務を正しく行えるように、タイムキーパーの机を設置する。

2. 職務と任務

副審の援助には次のものが含まれる：

- 交代の手続きの管理
- 競技者と交代要員の用具の点検
- 主審のシグナルや承認を受けたあとに、競技者を再入場させる。
- ボール交換の管理
- 前半、後半(延長戦を含む)の終了時に主審がプレーに追加しようとする最小限のアディショナルタイムの表示
- テクニカルエリアに入っている者が責任ある行動を取らなかった場合、主審に伝える。
- 得点者の番号を記録する。
- チームの役員からタイムアウトの要求があったとき、タイムキーパーにタイムアウトを知らせる(第7条—試合時間)。
- タイムキーパーが音でタイムアウトの合図をしたとき、所定のシグナルで主審・第2審判および両チームにタイムアウトが与えられたことを知らせる。
- タイムアウトの要求を記録する。
- 警告された、または退場を命ぜられた競技者、交代要員の氏名、番号を記録する。
- 前後半の前にタイムアウト要求のための用紙を各チーム役員に手渡し、各ハーフで、タイムアウトの要求がなかった場合、各ハーフ後にその用紙を回収する。
- 1分間のタイムアウトを計測する
- 1分間のタイムアウトの終了を、主審・第2審判が用いるものと異なった音色の笛やその他の音で合図する。

第7条

試合時間

1. プレー時間

試合は、前半、後半共に25分間行われる。プレーの開始前に主審と両チームが合意した場合に限りプレー時間の長さを短縮することができ、それは競技規則に従ったものでなければならない。

2. ハーフタイムのインターバル

競技者には、ハーフタイムのインターバルを取る権利があり、それは10分間を超えないものとする。延長戦のハーフタイムのインターバルでは、短時間(1分間を超えてはならない)の水分補給時間を取ることが認められる。競技会規定には、ハーフタイムのインターバル時間を規定し、それは主審の承認があった場合にのみ変更できる。

3. タイムアウト

チームは、前、後半それぞれ1回、1分間のタイムアウトを要求できる。

タイムアウトには、次の条件が適用される。

- 両チームのチーム役員は、副審に対し、1分間のタイムアウトを配付されたタイムアウト要求用紙を用いて要求することができる。
- 副審は、タイムアウトを、ボールがアウトオブプレーでタイムアウトを要求するチームがボールを保持しているときに主審・第2審判が用いるものと異なった音色の笛やその他の音で許可する。
- タイムアウト中、競技者はピッチ内にも、外にもいることができる。
- タイムアウト中、交代要員はピッチ外にいないなければならない。
- タイムアウト中、チーム役員がピッチ上で指示を与えることは認められない。
- 交代は、タイムアウト終了の音や笛ののちに行うことができる。
- チームが試合の前半にタイムアウトを要求しなくても、後半に要求できるタイムアウトは1回のみである。
- 副審がいない場合、チーム役員は主審・第2審判にタイムアウトを要求することができる。
- 延長戦の際にも、前、後半それぞれ1回、1分間のタイムアウトを要求できる。

4. 空費された時間の追加

主審は、以下のように前半、後半に空費されたすべての時間を追加する：

- 競技者の交代
- 負傷した競技者の負傷の程度の判断や競技のフィールドからの退出
- 時間の浪費
- 懲戒の罰則
- 「飲水」タイム（1分間を超えてはならない）や「クーリング」ブ레이크（90秒から3分間で）など、競技会規定で認められる医療上の理由による停止
- プレーの再開を著しく遅らせる行為（例えば、得点の喜び）を含む、その他の理由

副審は、前半、後半の最後に、主審によって決定された最小限のアディショナルタイムを表示する。主審はアディショナルタイムを増やすことはできるが減らすことはできない。

前半に時間計測を間違えたとしても、主審は後半の時間の長さを変えることによって埋め合わせをしてはならない。

5. ペナルティーキック

ペナルティーキックを行う、または、再び行う場合、ペナルティーキックが完了するまで、前半、後半は延長される。

6. 中止された試合

競技会規定または主催者が定める場合を除き、中止された試合は再び行われる。

第8条

プレーの開始

および再開

試合の前半、後半、延長戦の前半、後半の、開始および、得点があった後のプレーは、キックオフによって行われる。(直接または間接)フリーキック、ペナルティーキック、キックイン、ゴールキック、コーナーキックはその他の再開方法である(第13～17条参照)。主審がプレーを停止し、この条で定められた上記の再開方法が当てはまらない場合、ドロップボールで再開する。

ボールがインプレーでないときに反則が起きた場合、プレーの再開方法は、変更しない。

1. キックオフ

進め方

- ・ コイントスに勝ったチームが、前半に攻めるゴールか、またはキックオフを行うかを決める。
- ・ この結果により、相手チームがキックオフを行う、または前半に攻めるゴールを決める。
- ・ 前半に攻めるゴールを決めたチームは、後半開始のキックオフを行う。
- ・ 試合の後半には、両チームはエンドを替え、反対のゴールを攻める。
- ・ 一方のチームが得点したのち、他方のチームがキックオフを行う。

すべてのキックオフにおいて：

- ・ キックオフを行う競技者を除いて、すべての競技者は競技のフィールドの自分たちのハーフ内にいなければならない。
- ・ キックオフをするチームの相手競技者は、ボールがインプレーになるまで6m以上ボールから離れなければならない。
- ・ ボールは、センターマーク上に静止していなければならない。
- ・ 主審が合図する。
- ・ ボールは、けられて明らかに動いたときインプレーとなる。
- ・ キックオフから相手競技者のゴールに直接入れて得点することができる。ボールがキッカーのゴールに直接入った場合、相手競技者にコーナーキックが与えられる。

反則と罰則

他の競技者がボールに触れる前にキッカーがボールに再び触れた場合、間接フリーキックが与えられる。ハンドの反則の場合、直接フリーキックが与えられる。

キックオフの進め方に対して、その他の反則があった場合、キックオフを再び行う。

2. トロップボール

進め方

- 次の状況でプレーが停止された場合、ボールはペナルティーエリア内で守備側チームのゴールキーパーにドロップされる：
 - ボールがペナルティーエリア内にあった
 - または
 - ボールが最後に触れられたのがペナルティーエリア内であった。
- その他のすべてのケースにおいて、主審・第2審判は、ボールが最後に競技者、外的要因または審判員（第9条1項に示される）に触れた位置で、最後にボールに触れたチームの競技者の1人にボールをドロップする。
- （両チームの）他のすべての競技者は、ボールがインプレーになるまで4 m（4、5ヤード）以上離れなければならない。

ボールがグラウンドに触れたときに、ボールはインプレーとなる。

反則と罰則

次の場合、ボールを再びドロップする：

- ボールがグラウンドに触れる前に競技者がボールに触れる。
- ボールがグラウンドに触れたのち、競技者に触れることなく競技のフィールドの外に出る。

ドロップされたボールが2人以上の競技者に触れることなくゴールに入った場合、プレーは次のように再開される：

- ボールが相手競技者のゴールに入った場合、ゴールキック
- ボールがそのチームのゴールに入った場合、コーナーキック

第9条

ボールインプレー

および

ボールアウトオブ

プレー

1. ホールアウトオブプレー

ボールは、次のときにアウトオブプレーとなる：

- グラウンド上または空中で、ボールがゴールラインまたはタッチラインを完全に越えた。
- 主審がプレーを停止した。
- ボールが審判員に触れ、競技のフィールド内にあり、次のような場合。
 - チームが大きなチャンスとなる攻撃を始めるか
 - ボールが直接ゴールに入るか
 - ボールを保持するチームが替わる

こうしたすべてのケースでは、プレーはドロップボールによって再開される。

2. ホールインプレー

ボールは、審判員に触れたり、ゴールポスト、クロスバー、コーナーフラッグポストからはね返って競技のフィールド内にある場合も含めてつねにインプレーである。

第10条

試合結果の決定

1. 得点

ゴールポストの間とクロスバーの下でボールの全体がゴールラインを越えたとき、ゴールにボールを入れたチームが反則を犯していなければ、1得点となる。

ゴールキーパーが相手のゴールにボールを直接投げ入れた場合、ゴールキックが与えられる。

ボールが完全にゴールラインを越える前に主審がゴールの合図をした場合、プレーはドロップボールによって再開される。

2. 勝利チーム

より多く得点したチームを勝ちとする。両チームが無得点または同点の場合、試合は引き分けである。

試合またはホームアンドアウェーの対戦が終了し、競技会規定として勝者を決定する必要がある場合、次の方法のみが認められる：

- アウェーゴールルール
- それぞれ10分以内で同じ長さの前半と後半から成る延長戦
- ペナルティーマークからのキック

上記の方法を組み合わせることができる。

3. ペナルティーマークからのキック

試合後にペナルティーマークからのキックが行われるときも、他に規定されていない限り、競技規則の関係諸条項が適用される。

進め方

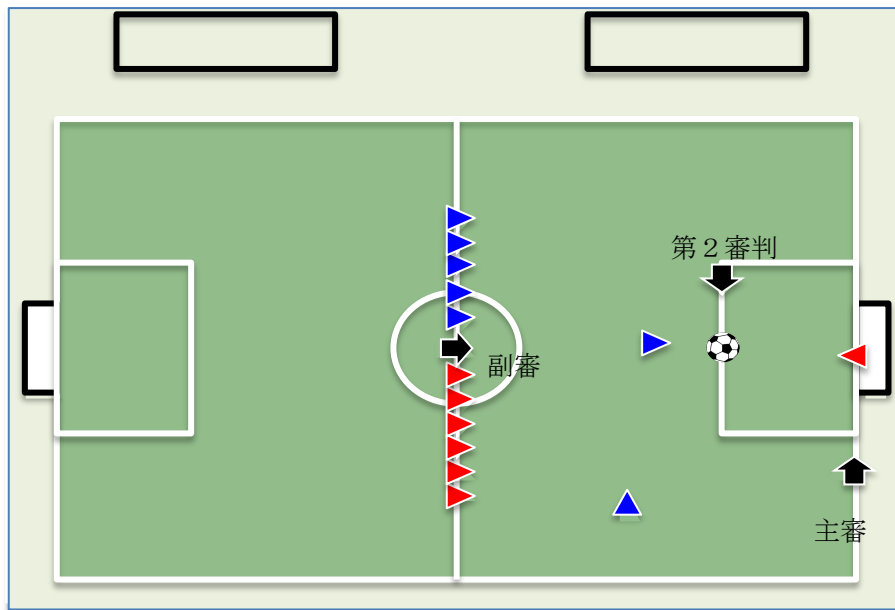
ペナルティーマークからのキックの開始前

- 主審は、その他に考慮すべきこと(例えば、グラウンド状態、安全など)がない限り、コインをトスしてキックを行うゴールを決定する。そのゴールは安全上の理由、あるいは、ゴールまたはフィールドの表面が使用できなくなった場合に限り変えることができる。
- 主審は再度コインをトスし、トスに勝ったチームが先にけるか後にけるかを決める。
- プレーを続けられなくなったゴールキーパーに代わる交代要員を除いて、試合終了時に競技のフィールドにいたフィールドプレイヤー、または一時的に(負傷、用具を直すためなどで)競技のフィールドから離れていたフィールドプレイヤーのみにペナルティーマークからのキックを行う資格が与えられる。
- 試合終了時に競技のフィールドにいたゴールキーパーのみにペナルティーマークからのキックを行う際のゴールキーパーとして参加する資格が与えられる。
- それぞれのチームが参加資格のある競技者からキッカーを選び、キックを行う順番を決める。順番を主審に通知する必要はない。
- 試合が終了したとき、ペナルティーマークからのキックを行う前、または進行中に、一方のチームの競技者数が相手チームより多くなった場合、競技者のより多いチームは相手競技者数と等しくなるように競技者数を減らし、除外するそれぞれの競技者の氏名と番号を主審に通知しなければならない。除外された競技者は、キックに参加することができない。
- ペナルティーマークからのキックの前または進行中にゴールキーパーがプレーを続けられなくなったとき、控えのゴールキーパーが入れ替わることができる。さらに退場または負傷によりプレー可能なゴールキーパーが不在となった時のみ、ゴールキーパー以外の競技者がゴールキーパーとしてプレーできる。その際には義足を着用し、使用する腕を指定し、使用しない腕をシャツの中に入れ、胴体に固定する。

ペナルティーマークからのキックの進行中

- 資格のある競技者と審判員のみが競技のフィールドの中にいることができる。
- キッカーと両ゴールキーパー以外、すべての資格のある競技者は、ハーフウェーライン上にいなければならない。
- キッカー側のゴールキーパーは、競技のフィールドの中で、チームベンチと反対側にペナルティーマークとハーフウェーラインの中間地点と同じレベルでペナルティーマークから15m以上離れなければならない。

※図参照



- キックは、ボールの動きが止まったとき、ボールがアウトオブプレーになったとき、または反則があって主審がプレーを停止したときに完了する。キッカーがボールを再びプレーすることはできない。
- 主審はキックを記録する。
- ゴールキーパーが反則を犯し、その結果キックのやり直しとなった場合、そのゴールキーパーは警告されなければならない。
- 主審がキックを行うよう合図した後に犯した反則でキッカーが罰せられる場合、そのキックは失敗として記録され、キッカーは警告される。
- ゴールキーパーとキッカーの両方が同時に反則を犯した場合：
 - キックが失敗した、あるいは、セーブされた場合、そのキックはやり直しとなり、両方の競技者は、警告される。
 - ボールがゴールに入った場合、得点は認められず、そのキックは失敗として記録され、キッカーは、警告される。

次の条件に従って、両チームが5本ずつのキックを行う。

- キックは、両チーム交互に行われる。
- それぞれのキックは異なる競技者によって行われ。資格あるすべての競技者がキックを行わなければならない、その後はいずれの競技者でも2本目のキックを行うことができる。
- 両チームが5本のキックを行う以前に他方が5本のキックを行ってもあげることができない得点を一方のチームがあげた場合、以後のキックは行われない。

- 5本ずつのキックを行ったのち、両チームの得点と同じ場合、同数のキックで一方のチームが他方より多く得点するまで、キックは続けられる。
- 上記の基本原則はその後続けて行われるキックにも適用されるが、チームはキッカーの順番を変更することができる。
- ペナルティーマークからのキックは、競技者が競技のフィールドから離れたことで遅らせてはならない。競技者がキックを行うまでに復帰しない場合、その競技者のキックは無効(無得点)となる。

ペナルティーマークからのキックが進行中の交代および退場

- 競技者、交代要員、交代して退いた競技者は、警告される、または退場を命じられることがある。
- 退場となったゴールキーパーの代わりに、資格のある競技者が務めなければならない。
- プレーを継続できないゴールキーパー以外の競技者は、交代することができない。
- 一方のチームの競技者が6人未満となった場合でも、主審は試合を中止してはならない。

第 1 1 条

オフサイド

- アンパティサッカーにオフサイドはない。

第12条

ファウルと不正行為

ボールがインプレー時に反則があった場合にのみ、直接、間接フリーキックまたはペナルティーキックを与えることができる。

1. 直接フリーキック

競技者が次の反則のいずれかを相手競技者に対して不用意に、無謀に、または、過剰な力で犯したと主審・第2審判が判断した場合、直接フリーキックが与えられる：

- チャージする。
- 飛びかかる。
- ける、またはけろうとする。
- 押す。
- 打つ、または、打とうとする(頭突きを含む)。
- タックルする、または、挑む。
- つまずかせる、または、つまずかせようとする。

身体的接触を伴う反則が起きたときは、直接フリーキックまたはペナルティーキックで罰せられる。

- 不用意とは、競技者が相手に挑むとき注意や配慮が欠けていると判断される、または、慎重さを欠いてプレーを行うことである。懲戒処置は必要ない。
- 無謀とは、相手競技者が危険にさらされていることを無視して、または、結果的に危険となるプレーを行うことであり、このようにプレーする競技者は、警告されなければならない。
- 過剰な力とは、競技者が必要以上の力を用いて相手競技者の安全を危険にさらすことであり、このようにプレーする競技者には退場が命じられなければならない。

競技者が次の反則のいずれかを犯した場合、直接フリーキックが与えられる：

- ハンドの反則（ゴールキーパーが自分のペナルティーエリア内のボールを扱う場合を除く。）
- ボールを意図的に切断側の残肢で扱う。（ゴールキーパーも含む）
- 相手競技者を押さえる。
- 身体的接触によって相手競技者を妨げる。
- 人をかむ、または人につばを吐く
- ボール、相手競技者または審判員に対して物を投げる、あるいは、持った物をボールに当てる。

- スライディングタックル
- ゴールを守る際、ゴールキーパーが意図的にペナルティーエリアから出る。

第3条の反則についても参照すること。

ボールを手や腕またはクラッチで扱う。

競技者が次のことを行った場合、反則となる

- 手や腕、クラッチをボールの方向に動かす場合を含め、手や腕、クラッチを用いて意図的にボールに触れる。
- ボールが手や腕、クラッチに触れた後にボールを保持して、またはコントロールして、次のことを行う。
 - 相手競技者のゴールに得点する。
 - 得点の機会を作り出す。
- 偶発的であっても、手や腕、クラッチから相手チームのゴールに直接得点する。

競技者が次のことを行った場合、通常は反則となる：

- 次のように手や腕、クラッチでボールに触れたとき
 - 手や腕、クラッチを用いて競技者の体を不自然に大きくした。
 - 競技者の手や腕、クラッチが肩の位置以上の高さにある。（競技者が意図的にプレーしたのち、ボールがその競技者の手や腕、クラッチに触れた場合を除く）

これらの反則は、ボールが近くにいる別の競技者の頭または体（足を含む）から競技者の手や腕、クラッチに触れた場合でも適用される。

これらの反則を除き、次のようにボールが競技者の手や腕、クラッチに触れた場合は、通常は反則ではない：

- 競技者自身の頭または体（足を含む）から直接触れる。
- 近くにいた別の競技者の頭または体（足を含む）から直接触れる。
- 手や腕、クラッチは体の近くにあるが、手や腕、クラッチを用いて競技者の体を不自然に大きくしていない。

ゴールキーパーは自分のペナルティーエリア内で、認められていないにもかかわらず手や腕でボールを扱った場合、間接フリーキックが与えられるが、懲戒の罰則にはならない。

ボールを意図的に切断側の残肢で扱う。

競技者が切断側の残肢を用いて意図的にボールに触れる行為は反則である。

次のことを考慮しなければならない：

- 残肢をボールの方向に動かす場合を含め、残肢を用いて意図的にボールにふれる。
- ボールが残肢に触れた後にボールを保持して、またはコントロールして、次のことを行う。
 - 相手競技者のゴールに得点する。
 - 得点の機会を作り出す。

これらの反則を除き、次のようにボールが競技者の残肢に触れた場合は、通常は反則ではない：

- 競技者自身の頭または体（足を含む）から直接触れる。
- 近くにいた別の競技者の頭または体（足を含む）から直接触れる。

ゴールを守る際、ゴールキーパーが意図的にペナルティーエリアから出る。

ゴールキーパーは、以下の場合を除いて、ゴールを守る際にペナルティーエリアから出る行為は反則である。

- キックやスローイング等を行った時の偶発的な、または重要でない飛び出しは罰せられない。

2. 間接フリーキック

競技者が次のことを行った場合、間接フリーキックが与えられる：

- 危険な方法でプレーする。
- 身体的接触を伴わずに、相手競技者の進行を妨げる。
- 攻撃的な、侮辱的な、または、下品な発言や身振り、あるいは、その他の言葉による反則で異議を示した場合
- ゴールキーパーがボールを放そうとしているときに、ゴールキーパーがボールを手から放す、キックする、または、キックしようと試みるのを妨げる。
- フィールドプレイヤーが転倒した状態でプレーに関与する。
- フィールドプレイヤーが残肢を用いてプレーする。
- 第12条に規定されていないもので、競技者を警告する、または、退場させるためにプレーを停止することになる反則を犯す。

ゴールキーパーが自分のペナルティーエリア内で、次の反則のいずれかを犯した場合、間接フリーキックが与えられる：

- ボールを放すまでに、手または腕で6秒を超えてコントロールする。
- ボールを手から放した後、他の競技者がそのボールに触れる前に手または腕でボールに触れる。
- 次のような状況で、ボールを手または腕で触れる。ただし、ゴールキーパーがボールをプレーに戻すため、明らかにボールをける、またはけろうとした場合を除く：
 - ボールが味方競技者によって意図的にゴールキーパーにキックされる。
 - 味方競技者によってキックインされたボールを直接受ける。

ゴールキーパーがボールをコントロールしていると判断されるのは次のときである：

- ボールがゴールキーパーの手で持たれているとき、または、ボールがゴールキーパーの手と他のもの（例えば、グラウンド、自分の体）との間にあるとき、ボールに手または腕のいずれかの部分で触れているとき。ただし、ボールがゴールキーパーからはね返った、または、ゴールキーパーがセーブした場合を除く。
- ゴールキーパーが広げた手のひらでボールを持っているとき
- ボールを地面にバウンドさせる、または、空中に投げ上げたとき

ゴールキーパーが手でボールを保持しているとき、相手競技者はゴールキーパーに挑むことができない。

危険な方法でのプレー

危険な方法でプレーするとは、ボールをプレーしようとするとき、（自分を含む）競技者を負傷させることになるすべての行為であり、近くにいる相手競技者が負傷を恐れてプレーできないようにすることも含む。

主審が相手競技者に対して危険でないと判断した場合、シザーズキック、バイシクルキックは行うことができる。

身体的接触なしで相手競技者の進行を妨げる

相手競技者の進行を妨げるとは、ボールが両競技者のプレーできる範囲内にもないとき、相手競技者の進路に入り込み、その進行を妨げる、ブロックする、スピードを落とさせる、進行方向の変更を余儀なくさせることである。

すべての競技者は、競技のフィールドにおいてそれぞれ自分のポジションをとることができる。相手競技者の進路上にいることは、相手競技者の進路に入り込むことと同じではない。

競技者が、相手競技者とボールの間に自らを置くことは、ボールがプレーできる範囲にあり、相手競技者を手や体で押さえていない限り、反則ではない。ボールがプレーできる範囲にある場合、その競技者は正しい方法で相手競技者によりチャージされることがある。

フィールドプレイヤーが転倒した状態でプレーに参与する

クラッチまたは健常側の脚を用いてグラウンドに立っている状態でなければプレーすることができない。

競技者は、転倒した状態で次のいずれかによってそのときのプレーにかかわっている場合にのみ 罰せられる：

- ボールに触れる。または、
- 相手競技者に触れ影響を与える。

フィールドプレイヤーが残肢を用いてプレーする

フィールドプレイヤーは残肢を移動やプレーに用いることはできない。

次のいずれかを行った場合罰せられる：

- 残肢を用いて移動する。
- ボールにチャレンジする際、残肢で地面を支える（ボール保持時も含む）

3. 懲戒処置

主審・第2審判は、試合前の競技のフィールド点検のために競技のフィールドに入ったときから試合（ペナルティーマークからのキックを含む）の終了後に競技のフィールドを離れるまで、懲戒処置をとる権限をもつ。

試合開始のため競技のフィールドに入る前に競技者またはチーム役員が退場となる反則を犯した場合、主審・第2審判は、その競技者またはチーム役員を試合に参加させない権限を持つ（第3条6項を参照）。主審は、その他の不正行為を報告する。

競技のフィールドの内外にかかわらず警告または退場となる反則を犯した競技者またはチーム役員は、その反則に従って懲戒される。

イエローカードは警告されたことを知らせるため、レッドカードは退場が命じられたことを知らせるために用いられる。

競技者、交代要員または交代して退いた競技者またはチーム役員のみレッドカードまたはイエローカードが示される。

競技者、交代要員、交代して退いた競技者

カードの提示とプレーの再開

主審が警告または退場と判断した場合、懲戒処置を執行し終わるまでプレーを再開させてはならない。ただし、主審が懲戒の罰則の手続きを始めておらず、反則を犯していないチームがすばやくフリーキックを行って、明らかな得点の機会を得た場合を除く。懲戒の罰則の処理は、次にプレーが停止されたときに行われる。なお、反則が相手チームの決定的な得点の機会を阻止したものであった場合、競技者は警告されることになる。

アドバンテージ

警告や退場となるべき反則に対して、主審・第2審判がアドバンテージを適用したとき、この警告や退場処置は、次にボールがアウトオブプレーになったときに行われなければならない。ただし、決定的な得点の機会の阻止と判断される反則がありながらもアドバンテージが適用された場合、その反則を犯した競技者は反スポーツ的行為で警告される。

明らかな得点の機会を除き、著しく不正なプレー、乱暴な行為または2つ目の警告となる反則を含む状況で、アドバンテージを適用すべきでない。主審・第2審判は、次にボールがアウトオブプレーになったとき競技者に退場を命じなければならないが、その競技者がボールをプレーする、あるいは、相手競技者に挑む、または、妨害する場合、主審・第2審判はプレーを停止し、その競技者を退場させ、間接フリーキックでプレーを再開する。ただし、その競技者がより重い反則を犯した場合を除く。

守備側競技者がペナルティーエリアの外で攻撃側競技者を押さえ、そのままペナルティーエリア内でも押さえいていた場合、主審・第2審判はペナルティーキックを与えなければならない。

警告となる反則

競技者は、次の場合警告される：

- プレーの再開を遅らせる。
- 言葉または行動により異議を示す。
- 主審の承認を得ず、競技のフィールドに入ったり、復帰したり、意図的に競技のフィールドから離れる。
- コーナーキック、フリーキック、またはキックインでプレーが再開されるときに規定の距離を守らない。
- 繰り返し反則する（「繰り返し」の定義に明確な回数や反則のパターンはない）。
- スライディングタックル
- ゴールを守る際、ゴールキーパーが意図的にペナルティーエリアから出る。
- 反スポーツ的行為を犯す。

交代要員または交代して退いた競技者は、次の場合警告される：

- プレーの再開を遅らせる。
- 言葉または行動による異議を示す。
- 主審の承認を得ず、競技のフィールドに入る、または、復帰する。
- 反スポーツ的行為を犯す。

別々に2つの警告となる反則が起きたならば(2つが近接している場合であっても)、2つの警告となる反則が犯されたとすべきである。例えば、競技者が必要な承認を得ずにフィールドに入り、無謀なタックルをしたり、ファウルやハンドの反則などで相手の大きなチャンスとなる攻撃を阻止した場合である。

反スポーツ的行為に対する警告

競技者が反スポーツ的行為で警告されなければならない状況は様々である。例えば：

- 負傷を装って、またファウルをされたふりをして(シミュレーション)、主審・第2審判を騙そうとする。

- プレー中、また主審の承認を得ずにゴールキーパーと入れ替わる。
- 直接フリーキックとなる反則を無謀に行う。
- 相手の大きなチャンスとなる攻撃を妨害、または阻止するためにボールを手や腕またはクラッチで扱う。
- 相手の大きなチャンスとなる攻撃を妨害、または阻止するためにファウルを犯す。ただし、ボールをプレーしようとして試みて反則を犯し、主審・第2審判がペナルティーキックを与えた場合を除く。
- ボールをプレーしようとして試みて反則を犯し相手競技者の決定的な得点の機会を阻止し、主審・第2審判がペナルティーキックを与えた場合
- (その試みが成功しようとしまいと)ボールを手や腕またはクラッチで扱って得点をしようとして試みる、あるいは、得点を阻止しようとして試みて失敗する。
- 競技のフィールドに認められないマークを描く。
- 競技のフィールドから離れる承認を得たのち、競技のフィールドから出る途中でボールをプレーする。
- サッカーに対してリスペクトに欠ける行為を行う。
- 競技者が競技規則の裏をかき、(フリーキックからも含め)意図的に味方のゴールキーパーに頭や胸、膝などでボールをパスする。ゴールキーパーがボールに手または腕で触れたか否かは関係しない。
- プレー中、または再開のときに言葉で相手競技者を惑わす。

得点の喜び

競技者は得点をしたときに喜ぶことはできるが、その表現は過度になってはならない。あらかじめ演出されたパフォーマンスは勧められず、時間をかけ過ぎてはならない。

得点の喜びのために競技のフィールドを離れることは、警告の反則ではない。しかし、競技者は、できるだけ早く競技のフィールドに戻らなければならない。

次の場合、競技者は、**得点が認められなくとも**警告されなければならない：

- 安全や警備に問題が生じるような方法で、ピッチ外周フェンスによじ登ったり観客に近づく。
- 挑発したり、嘲笑したり、相手の感情を刺激するような身振りや行動をする。
- マスクや同様のものを顔や頭に被る。

- シャツを脱ぐ、シャツを頭に被る。

プレーの再開を遅らせる

主審は、次のようにプレーの再開を遅らせる競技者を警告しなければならない：

- キックインを行おうとしたが、急に味方競技者の1人にキックインを任せる。
- 交代が行われるとき、競技のフィールドから離れることを遅らせる。
- 過度に再開を遅らせる。
- 主審・第2審判がプレーを停止したのち、ボールを遠くへけったりボールを手で持ち去ったり、意図的にボールに触れて対立を引き起こす。
- やり直しをさせるため、間違った場所からフリーキックを行う。

退場となる反則

競技者、交代要員または交代して退いた競技者は、次の反則のいずれかを犯した場合、退場を命じられる：

- ハンドの反則を犯し、相手競技者の得点または決定的な得点の機会を阻止する（自分たちのペナルティーエリア内にいるゴールキーパーを除く）。
- フリーキックで罰せられる反則を犯し、全体的にその反則を犯した競技者のゴールに向かって動いている相手競技者の得点、または、決定的な得点の機会を阻止する（以下の「得点、または、決定的な得点の機会の阻止」に規定される警告の場合を除く）。
- 著しく不正なプレーを犯す。
- 人をかむ、または人につばを吐く
- 乱暴な行為を犯す。
- 攻撃的な、侮辱的な、または下品な発言や身振りをする。
- 同じ試合の中で2度、ゴールを守る際、ゴールキーパーが意図的にペナルティーエリアから出る。
- 同じ試合の中で2つ目の警告を受ける。

退場を命じられた競技者、交代要員、または、交代して退いた競技者は、競技のフィールド周辺およびテクニカルエリア周辺から離れなければならない。

得点、または、決定的な得点の機会の阻止

競技者が、ハンドの反則により、相手チームの得点、または、決定的な得点の機会を阻止した場合、反則が起きた場所にかかわらず、その競技者は退場を命じられる。

競技者が相手競技者に対して反則を犯し、相手競技者の決定的な得点の機会を阻止し、主審・第2審判がペナルティーキックを与えた場合、その反則がボールをプレーしようと試みて犯された反則だった場合、反則を犯した競技者は警告される。それ以外のあらゆる状況(押さえる、引っばる、押す、または、ボールをプレーする可能性がないなど)においては、反則を犯した競技者は退場させられなければならない。

競技者、退場となった競技者、交代要員または交代して退いた競技者が主審から必要な承認を得ることなく競技のフィールドに入り、プレーまたは相手競技者を妨害し、相手チームの得点あるいは決定的な得点の機会を阻止した場合、退場の対象となる反則を犯したことになる。

次の状況を考慮に入れなければならない：

- 反則とゴールとの距離
- プレーの方向
- ボールをキープできる、または、コントロールできる可能性
- 守備側競技者の位置と数

著しく不正なプレー

相手競技者の安全を脅かすタックルまたは挑むこと、また過剰な力や粗暴な行為を加えた場合、著しく不正なプレーを犯したことで罰せられなければならない。

いかなる競技者もボールに挑むときに、過剰な力や相手競技者の安全を脅かす方法で、相手競技者に対し片足もしくは両足を使って前、横、あるいは後ろから突進した場合、著しく不正なプレーを犯したことになる。

乱暴な行為

乱暴な行為とは、身体的接触のあるなしにかかわらず、競技者がボールに挑んでいないときに相手競技者に対して、あるいは、味方競技者、チーム役員、審判員、観客またはその他の者に対して過剰な力を用いたり粗暴な行為を行う、または、行おうとすることである。

加えて、競技者がボールに挑んでいないとき、意図的に相手競技者やその他の者に対して頭や顔を手や腕で打つ場合、その力が微小なものでない限り、乱暴な行為を犯したことになる。

チーム役員

反則があり、その反則を犯した者を特定できない場合、テクニカルエリア内にいる上位のコーチが罰則を受ける。

注意

通常、次の反則は注意となるが、繰り返しまたは露骨に行った場合、警告または退場となる：

- リスペクトある、または対立的ではない態度で、競技のフィールドに入る。
- 主審や副審の指示または要求を無視するなど、審判員に協力しない。
- 決定に対して軽度の不満を示す（言葉や行動により）。
- 他の反則を犯すことなく、時折テクニカルエリアから出る。

警告

警告となる反則は、次のとおりである（ただし、これらに限らない）：

- 明らかに、または繰り返して自分のチームのテクニカルエリアから出る。
- 自分のチームのプレーの再開を遅らせる。
- 意図的に相手チームのテクニカルエリアに入る（対立的ではなく）。
- 言葉または行動により意義を示す、例えば：
 - ドリンクボトルやその他の者を投げる、またはける。
 - 審判員に対するリスペクトを明らかに欠いた身振りをする。皮肉な拍手など。
- 過度に、または繰り返し、レッドカードやイエローカードを示す身振りをする。
- 挑発したり、相手の感情を刺激するような身振りや行動をする。
- 容認できない行為を繰り返し行う（注意となる反則を繰り返すことを含む）。
- サッカーに対してリスペクトに欠ける行為を行う。

退場

退場となるのは、次のとおりである（ただし、これに限らない）。

- ボールを放さない、ボールを遠くへける、競技者の動きをさえぎるなどで、相手チームのプレーの再開を遅らせる。
- 意図的にテクニカルエリアを出て、次のことを行う：

- 審判員に対して意義を示す、または抗議する。
- 挑発したり、相手の感情を刺激するような態度をとる。
- 攻撃的または対立的な態度で相手チームのテクニカルエリアに入る。
- 競技のフィールドに者を意図的に投げ入れる、またはけり込む。
- 競技のフィールドに入り、次のことを行う：
 - 審判員と対立する（ハーフタイムと試合終了後を含む）
 - プレー、相手競技者、または審判員を妨害する。
- 同じ試合の中で2つ目の警告を受ける。
- 攻撃的な、侮辱的な、または下品な発言や身振りをする。
- 認められていない電子機器や通信機器を使用したり、電子機器や通信機器を使用して不適切な行動をとる。
- 乱暴な行為を犯す。

物(またはボール)を投げる反則

すべての場合において、主審は適切な懲戒処置をとる：

- 無謀な場合-反スポーツ的行為として警告する。
- 過剰な力を用いた場合-乱暴な行為として退場を命じる。

4. ファウルや不正行為の後のプレーの再開

ボールがアウトオブプレーの場合、その前の判定に基づき再開される。

ボールがインプレー中、競技者が競技のフィールド内で体を用いた反則を犯した場合：

- 相手競技者に対する反則の場合 - 間接フリーキック、直接フリーキック、またはペナルティーキック
- 味方競技者、交代要員、交代して退いた競技者、退場となった競技者、チーム役員または審判員に対する反則の場合 - 直接フリーキックまたはペナルティーキック
- その他の者に対する反則の場合 - ドロップボール

すべての言葉による反則は、間接フリーキックとなる

ボールがインプレー中：

- 競技者が審判員、相手競技者、交代要員、交代して退いた競技者、退場となった競技者またはチーム役員に対して競技のフィールド外で反則を犯した場合

- 交代要員、交代して退いた競技者、退場となった競技者、またはチーム役員が、相手競技者または審判員に対して競技のフィールド外で反則を犯した、あるいは、妨害した場合

プレーは反則または妨害が起きたところから最も近い境界線上から行うフリーキックで再開される。このフリーキックが直接フリーキックで、反則を犯した競技者のペナルティーエリア内(の境界線上)で行われるものであれば、ペナルティーキックが与えられる。

反則が競技のフィールド外で競技者によって、自分のチームの競技者、交代要員、交代して退いた競技者またはチーム役員に対して犯されたならば、反則または妨害が起きたところから最も近い境界線上から行う間接フリーキックでプレーは再開される。

競技者が手に持ったもの(サッカーシューズやすね当てなど)でボールに触れた場合、直接フリーキック(またはペナルティーキック)でプレーは再開される。

競技のフィールド内または外にいる競技者が、相手競技者に対して者(試合球以外)を投げたり、またはけた場合、もしくは相手チームの交代要員、交代して退いた、または退場となった競技者、チーム役員、審判員や試合球に物(試合球以外のボールを含む)を投げた、またはけた場合、直接フリーキックでプレーは再開される。この位置が競技のフィールド外の場合、フリーキックは境界線上の最も近い地点で行われる。このフリーキックが反則を犯した競技者のペナルティーエリア内(の境界線上)で行われるものであれば、ペナルティーキックが与えられる。

交代要員、交代して退いたまたは退場となった競技者、一時的に競技のフィールド外にいた競技者またはチーム役員が、競技のフィールド内に物を投げつけ、あるいは、けり込んで、それがプレー、相手競技者または審判員を妨害した場合、物がプレーを妨害した、あるいは、相手競技者、審判員またはボールに当たった、または、それらに当たったであろう場所から行われる直接フリーキック(またはペナルティーキック)でプレーは再開される。

第13条

フリーキック

1. フリーキックの種類

直接および間接フリーキックは、競技者、交代要員、交代や退場で退いた競技者、または、チーム役員が反則を犯したときに相手チームに与えられる。

間接フリーキックのシグナル

主審は、片腕を頭上に上げて間接フリーキックであることを示す。キックが行われ、他の競技者がボールに触れるかアウトオブプレーになる、**または直接得点することができないと明らかにわかるまで、**このシグナルを続ける。

片手を上げてフリーキックが間接であることを示すことを主審が怠ったが、ボールがけられて直接ゴールに入った場合、間接フリーキックは再び行われなければならない。

ボールがゴールに入る

- 直接フリーキックが行われ、ボールが相手ゴールに直接入った場合、得点となる。
- 間接フリーキックが行われ、ボールが相手ゴールに直接入った場合、ゴールキックが与えられる。
- 直接または間接フリーキックが行われ、自分のゴールに直接入った場合、コーナーキックが与えられる。

2. 進め方

すべてのフリーキックは、反則の起きた場所から行う。ただし、次の場合を除く：

- 相手チームのペナルティーエリア内で反則があり、攻撃側チームの間接フリーキックが与えられた場合、反則の起きた地点に最も近いゴールラインに平行なペナルティーエリアのライン上で行われなければならない。
- 守備側チームが自分のペナルティーエリア内でフリーキックを与えられた場合、そのエリア内の任意の地点から行うことができる。

- 競技者が主審の承認なく競技のフィールドに入る、復帰する、または離れたことによる反則に対して与えられるフリーキックは、プレーが停止したときにボールがあった位置から行われる。しかしながら、競技者が**競技のフィールドの外**で反則を犯した場合、反則が起きたところから最も近い境界線上から行うフリーキックでプレーは再開される。その直接フリーキックの対象となる反則が起こったとき、フリーキックの位置が、反則を犯した競技者自身のペナルティーエリアの境界線上であれば、ペナルティーキックが与えられる。
- 上記は、他の条にも適用される(第3条、第11条、第12条参照)。

ボールは：

- 静止していなければならず、キッカーは他の競技者がボールに触れるまで、再び触れてはならない。
- けられて明らかに動いたときにインプレーとなる。

ボールがインプレーになるまで、すべての相手競技者は：

- 6m以上ボールから離れなければならない。
- 相手のペナルティーエリア内で与えられたフリーキックのときは、ペナルティーエリアの外にいないなければならない。

3人以上の守備側チームの競技者が「壁」を作ったとき、すべての攻撃側チームの競技者はボールがインプレーになるまで「壁」から1m(1ヤード)以上離れなければならない。

フリーキックは、片足で持ち上げる方法でも行うことができる。

相手競技者を混乱させるためにフェイントを用いてフリーキックを行うことはサッカーの一部であり、認められる。

競技者がフリーキックを正しく行い、不用意でも、無謀でも、また過剰な力を用いることもなく、意図的にボールを相手に当てて、はね返ったボールを再び自分のものとした場合、主審はプレーを続けさせる。

3. 反則と罰則

フリーキックを行うとき、相手競技者が規定の距離よりボールの近くにいる場合、アドバンテージが適用できる場合を除いてキックは再び行われる。ただし、競技者がフリーキックをすばやく行って、ボールから6m離れていない相手競技者がボールをインターセプトした場合、主審はプレーを続けさせる。しかしながら、相手競技者が意図的にフリーキックを妨害した場合、その競技者はプレーの再開を遅らせたことで警告されなければならない。

フリーキックが行われるとき、3人以上の守備側チームの競技者が作る「壁」から、攻撃側チームの競技者が1m（1ヤード）以上離れていない場合、間接フリーキックが与えられる。

守備側チームがそのチームのペナルティーエリア内でフリーキックを行うとき、ペナルティーエリアから出る時間がなく相手競技者がそのペナルティーエリアに残っていた場合、主審はプレーを続けさせなければならない。フリーキックを行うときにペナルティーエリア内にいる、または、ボールがインプレーになる前にペナルティーエリアに入った相手競技者が、ボールがインプレーになる前にボールに触れる、または、挑む場合、フリーキックをやり直す。

ボールがインプレーになって、他の競技者に触れる前に、キッカーが再びボールに触れた場合、間接フリーキックが与えられる。ただし、キッカーがハンドの反則を犯した場合：

- 直接フリーキックが与えられる。
- 反則がキッカーのペナルティーエリア内で起きた場合、ペナルティーキックが与えられる。キッカーがゴールキーパーの場合、間接フリーキックが与えられる。

第14条

ペナルティーキック

競技者がペナルティーエリアの中で、または、第12条および第13条に規定されるプレーの一環として競技のフィールド外に出て、直接フリーキックとなる反則を犯したときは、ペナルティーキックが与えられる。

ペナルティーキックから直接得点することができる。

1. 進め方

ボールは、ペナルティーマーク上で静止していなければならない、ゴールポスト、クロスバー、およびゴールネットは動いてはならない。

ペナルティーキックを行う競技者は、明らかに特定されなければならない。

ゴールキーパーは、ボールがけられるまで、キッカーに面して、両ゴールポストの間のゴールライン上にいて、ゴールポスト、クロスバー、またはゴールネットに触れていてはならない。

キッカーとゴールキーパー以外の競技者は、次のように位置しなければならない：

- ペナルティーマークから少なくとも6m以上離れる。
- ペナルティーマークの後方
- 競技のフィールドの中
- ペナルティーエリアの外

競技者が競技規則どおりの位置についてを確認したのち、主審は、ペナルティーキックを行うための合図をする。

ペナルティーキックを行う競技者は、ボールを前方にけらなければならない。ボールが前方に動くのであれば、バックヒールも認められる。

ボールがけられるとき、守備側のチームのゴールキーパーは、少なくとも片足の一部をゴールラインに触れさせているか、ゴールラインの上に位置させていなければならない。

ボールは、けられて明らかに動いたときインプレーとなる。

他の競技者がボールに触れるまで、キッカーは再びボールをプレーしてはならない。

ペナルティーキックは、ボールの動きが止まったとき、アウトオブプレーになったとき、または、反則があって主審がプレーを停止したときに完了する。

試合および延長戦の前半、後半の終了時にペナルティーキックを行うために、時間は追加される。時間が追加される場合、ペナルティーキックを行った後、ボールが動きを止めたとき、アウトオブプレーとなったとき、守備側ゴールキーパー以外の(キッカーを含む)競技者がボールをプレーしたとき、あるいは、キッカーまたはキッカーのチームが反則を犯して主審がプレーを停止したときに、ペナルティーキックは完了する。守備側チームの競技者(ゴールキーパーを含む)が反則を犯し、ペナルティーキックが失敗したあるいはセーブされた場合、ペナルティーキックをやり直す。

2. 反則と罰則

主審がペナルティーキックを行う合図をしたならば、キックは行われなければならないが；キックが行われなかった場合、主審は、再びキックを行う合図をする前に懲戒処置をとることができる。

ボールがインプレーになる前に、次のいずれかが起きた場合：

- キックを行う競技者またはその味方競技者が反則し：
 - ボールがゴールに入った場合、キックは再び行われる。
 - ボールがゴールに入らなかった場合、主審はプレーを停止し、間接フリーキックで再開する。

ただし、ボールがゴールに入ったかどうかにかかわらず、次の場合、プレーは停止され、間接フリーキックで再開される：

- ペナルティーキックが後方にけられる。
 - 特定されたキッカーの味方競技者がキックを行う。主審は、キックを行った競技者を警告する。
 - 競技者が一度助走を完了した後、ボールをけるためにフェイントをする(助走中のフェイントは認められる)。主審は、そのキッカーを警告する。
- ゴールキーパーまたはその味方競技者が反則し：
 - ボールがゴールに入った場合、得点が認められる。

- ボールがゴールに入らなかった場合、キックが再び行われる。ゴールキーパーが反則を犯した場合は警告される。
- 競技者がより重大な反則(例えば不正なフェイント)を犯した場合を除き、両チームの競技者が反則を犯した場合、キックが再び行われる。ただし、ゴールキーパーとキッカーが同時に反則を犯した場合：
 - ボールがゴールに入らなかった場合、キックをやり直し、両方の競技者は警告される。
 - ボールがゴールに入った場合、得点は認められず、キッカーは警告され、守備側チームの間接フリーキックでプレーを再開する。

ペナルティーキックが行われたのちに：

- 他の競技者がボールに触れる前に、キッカーがボールに再び触れる：
 - 間接フリーキック(ハンドの反則の場合、直接フリーキック)が与えられる。
- ボールが前方に進行中、外的要因がボールに触れる：
 - キックが再び行われる。ただし、ボールがゴールに入りそうで、その妨害がゴールキーパーまたは守備側競技者がプレーするのを妨げておらず、(ボールとの接触があっても)ボールがゴールに入った場合、攻撃側チームによる妨害でなければ、得点を認める。
- ボールがゴールキーパー、クロスバー、ゴールポストから競技のフィールド内にはね返ったのち、外的要因がボールに触れる：
 - 主審は、プレーを停止する。
 - プレーは、外的要因がボールに触れた場所で、ドロップボールにより再開される。

3. 要約表

ペナルティーキックの結果

	ゴール	ノーゴール
攻撃側競技者 による侵入	ペナルティーキックを再び行う	間接フリーキック
守備側競技者 による侵入	ゴール	ペナルティーキックを再び行う
ゴールキーパー による反則	ゴール	ペナルティーキックを再び行う +ゴールキーパーに警告
ボールが後方に けられた	間接フリーキック	間接フリーキック
不正なフェイント	間接フリーキック +キッカーに警告	間接フリーキック +キッカーに警告
特定されていない キッカー	間接フリーキック +特定されていないキッカーに 警告	間接フリーキック +特定されていないキッカーに 警告
ゴールキーパー およびキッカーが 同時に反則	間接フリーキック +キッカーに警告	ペナルティーキックを再び行う +キッカーとゴールキーパーに 警告

第15条

キックイン

キックインは、グラウンド上または空中でボールの全体がタッチラインを越えたとき、最後にボールに触れた競技者の相手競技者に与えられる。

キックインから直接得点することはできない：

- ボールが相手チームのゴールに入った場合-ゴールキックが与えられる。
- ボールがキッカーのゴールに入った場合-コーナーキックが与えられる。

1. 進め方

ボールを入れるとき、キッカーは：

- ボールが競技のフィールドを出た地点から、またはピッチ外で、その地点から 28 cm以内の場所から、必ず静止したボールをける。

すべての相手競技者は、キックインが行われる場所のタッチラインの上の地点から 6m以上離れなければならない。

ボールは、競技のフィールドに入ったときにインプレーとなる。キックインが正しく行われなかった場合、相手チームがキックインを行う。

競技者がキックインを正しく行い、不用意でも、無謀でも、また過剰な力を用いることもなく、意図的にボールを相手競技者に向けて蹴って、はね返ったボールを自分のものとした場合、主審はプレーを続けさせなければならない。

キッカーは他の競技者が触れるまで再びボールに触れてはならない。

2. 反則と罰則

ボールがインプレーになって、他の競技者が触れる前にキッカーがボールに再び触れた場合、間接フリーキックが与えられる。キッカーがハンドの反則を犯した場合：

- 直接フリーキックが与えられる。
- 反則がキッカーのペナルティーエリアの中で起きた場合、ペナルティーキックが与えられる。

キッカーを不正に惑わせたり妨げたりする相手競技者は(キックイン行われる地点から6m以内に近寄ることを含む)、反スポーツ的行為で警告される。キックインが既に行われた場合、間接フリーキックが与えられる。

その他の反則に対して、相手チームの競技者がキックインを行う。

第16条

ゴールキック

ゴールキックは、グラウンド上または空中にかかわらず、最後に攻撃側競技者が触れたボールの全体がゴールラインを越え、得点とならなかったときに与えられる。

相手チームのゴールに対する限り、ゴールキックから直接得点することができる。ボールがペナルティーエリアから出て、キッカーのゴールに直接入った場合、相手競技者に コーナーキックを与える。

1. 進め方

- ボールは静止していなければならず、ペナルティーエリア内の任意の地点から守備側チームの競技者によってけられる。
- ボールは、ペナルティーエリア外に出たときにインプレーとなる。
- 相手競技者は、ボールがインプレーになるまで、ペナルティーエリアの外にいる。
- 相手競技者は、ボールから6m以上離れなければならない。

2. 反則と罰則

ボールがペナルティーエリア外に出なかった場合、またはペナルティーエリア外に出る前に競技者に触れた場合、キックが再び行われる。

ボールがインプレーになって、他の競技者が触れる前にキッカーがボールに再び触れた場合、間接フリーキックが与えられる。キッカーがハンドの反則を犯した場合：

- 直接フリーキックが与えられる。
- 反則がキッカーのペナルティーエリアの中で起きた場合、ペナルティーキックが与えられる。キッカーがゴールキーパーの場合、間接フリーキックが与えられる。

ボールがインプレーになって、他の競技者や地面に触れず、ハーフウェーラインを超えた場合、ハーフウェーライン上の任意の場所から間接フリーキックが与えられる。

ボールがインプレーになる前に競技者がペナルティーエリアに入って、ファウルをした場合、または相手競技者によりファウルされた場合、ゴールキックが再び行われ、反則を犯した競技者は、その反則により警告または退場を命じられることがある。

その他の反則に対して、キックは再び行われる。

第17条

コーナーキック

コーナーキックは、グラウンド上または空中にかかわらず、最後に守備側競技者が触れたボールの全体がゴールラインを越え、得点とならなかったときに与えられる。

相手チームのゴールに限り、コーナーキックから直接得点することができる。ボールがキッカーのゴールに直接入った場合、相手競技者にコーナーキックが与えられる。

1. 進め方

- ボールは、ゴールラインを越えた地点にもっとも近い方のコーナーエリアの中に置かなければならない。
- ボールは静止していなければならない。攻撃側チームの競技者によってけられる。
- ボールは、けられて明らかに動いたときインプレーとなる。コーナーエリアを出る必要はない。
- コーナーフラッグポストを動かしてはならない。
- 相手競技者は、ボールがインプレーになるまで、コーナーアークから6m以上離れなければならない。

2. 反則と罰則

ボールがインプレーになって、他の競技者が触れる前にキッカーがボールに再び触れた場合、間接フリーキックが与えられる。ただし、キッカーがハンドの反則を犯した場合：

- 直接フリーキックが与えられる。
- 反則がキッカーのペナルティーエリアの中で起きた場合、ペナルティーキックが与えられる。

□

競技者がコーナーキックを正しく行い、不用意でも、無謀でも、また過剰な力を用いることもなく、意図的にボールを相手に当てて、はね返ったボールを再び自分のものとした場合、主審はプレーを続けさせる。

その他の反則に対して、キックが再び行われる。